

(別表)

対象経費について

■対象経費は物品の購入費用となります。

※物品の購入に伴う設置工事費、施工費、及び送料は含みません。

■以下の物品以外でも、感染症対策に資すると判断される場合には対象とすることもあります。購入前に必ず役場の産業建設課へお問い合わせください。

【対象経費一覧】

	主たる目的	対象物品
ア	消毒関係	次亜塩素酸水発生装置 アルコール消毒液噴霧器 アルコール消毒液ポンプスタンド
イ	飛沫対策関係	商品防護ケース アクリル板・透明ビニールシート・カーテン ソーシャルディスタンス用フロアマーカー ウイルス抑制機能付加湿器
ウ	換気関係	ウイルス抑制機能付空気清浄機 ウイルス抑制機能付エアコン 換気機能付エアコン サーキュレーター 換気設備（換気扇）の新設 網戸の新設 CO ₂ センサー
エ	非接触対応関係	キャッシュレス機器 セルフレジ キーレスシステム 自動ドア 非接触型自動水栓（蛇口） タッチレススイッチ Web会議ソフトウェア
オ	その他の衛生管理関係	トイレ洋式化 非接触体温計 サーモカメラ 抗原検査キット